

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて議会の意見を求める。

滋賀県米原市村木

山 田 哲 代

米原市個人情報保護条例第 3 条および第 9 条の規定により、住所の番地と  
生年月日は記載していません。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

人権擁護委員山田哲代氏の任期は、平成 30 年 12 月 31 日で満了となるが、再任について議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて議会の意見を求める。

滋賀県米原市世継

佐 竹 吉 雄

米原市個人情報保護条例第 3 条および第 9 条の規定により、住所の番地と生年月日は記載しておりません。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

人権擁護委員赤井義照氏が、平成 30 年 12 月 31 日をもって辞任されるため、その後任として佐竹吉雄氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて議会の意見を求める。

滋賀県米原市醒井

鏑 田 鉄 雄

米原市個人情報保護条例第 3 条および第 9 条の規定により、住所の番地と生年月日は記載しておりません。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

人権擁護委員吉田待子氏が、平成 30 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、その後任として鏑田鉄雄氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて議会の意見を求める。

滋賀県米原市小田

筒 井 利 之

米原市個人情報保護条例第 3 条および第 9 条の規定により、住所の番地と生年月日は記載しておりません。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

人権擁護委員谷村敏博氏が、平成 30 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、その後任として筒井利之氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて議会の意見を求める。

滋賀県米原市柏原

三 輪 隆

米原市個人情報保護条例第 3 条および第 9 条の規定により、住所の番地と  
生年月日は記載しておりません。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

人権擁護委員山本純子氏が、平成 30 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、その後任として三輪隆氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

諮問第 6 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて議会の意見を求める。

滋賀県米原市顔戸

須 戸 三重子

米原市個人情報保護条例第 3 条および第 9 条の規定により、住所の番地と生年月日は記載しておりません。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

人権擁護委員須戸博司氏が、平成 30 年 12 月 31 日をもって任期満了となるため、その後任として須戸三重子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。